

被告国・大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県及び三重県指定代理人（小川）
乙第47号証を示す

これは証人の陳述書ですが、この陳述書はあなたが内容を確認して押印したものですね。

はい、そうです。

陳述書の内容について訂正することはありませんね。

ありません。

経歴や担当の業務は陳述書に記載されたとおり間違いありませんね。

はい、間違いありません。

■さんは平成16年度まで市民課長の職責におられたんですね。

そうです。

そうすると、証人に関しては■の平成16年度までの状況についての証言ということになりますね。

はい、そうです。

それを前提にお伺いいたします。まず住基ネットの活用状況についてですけれども、住基ネットが導入されたことによって事務の効率化が図られた例を具体的にお聞かせください。

住基ネットが導入されまして、市民サービスの観点から言いますと、広域交付、あるいは市役所へ1回で転入・転出ができる付記転出、あるいは住民基本台帳カードを発行することによりまして身分証明書等のない方がそれを身分証明書として使える。またパスポートあるいは公的年金の住民票の添付の省略が可能になってる、というようなことがあるかなと思います。で、行政事務の観点から言いますと、基本的に今まで転入処理につきましては手処理で処理をしてたことがネットワークを使ってできるようになりましたのでリアルタイムに事務が省力化されてるというような状況だということで認識をしております。

転入・転出通知についてですが、年間でどのくらいの件数があるんでしょうか。

私がおりました平成16年度の数で言いますと約8700件程度でございます。

住民票の広域交付の実績はどの程度でしょうか。

これも同じ17年3月末現在ですけども、約350枚程度でございます。

住民に対する住基カードの発行枚数は延べ約何枚でしょうか。

これは約890枚というような状況です。

付記転入の実績もあるんでしょうか。

若干あります。

乙第47号証を示す

住基ネットの運用について、■においては陳述書に添付したとおり別添2の「■住民基本台帳ネットワークシステム管理運営要綱」、それから別添3の「■住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画書」が定められてるということですね。

はい、そうです。

これらの規程は、住基ネットに関する職員に周知されていましたでしょうか。

はい。これは研修とも関連するんですけど、市民課内では、第1次稼働、第2次稼働ってございまして、その2回にわたりまして、全員を集めて研修をさせていただきました。その中でその資料をそれぞれに配布をさせていただいて説明をさせていただいたというようなことでございます。

住基ネットを実際に操作して業務を行うというのはどの部署ですか。

市民課です。

住基ネット以外の既設の電算化コンピューターネットワークの整備・運用を担当しているのは、■■■ではどの部署ですか。

情報政策課という課で処理をしております。

企画財政部情報政策課というところですね。

そうです。

先ほど少しお話が出ましたけれども、住基ネットの導入の前後を通じて関係職員に対する研修というものは行われましたか。

はい。繰り返しになるかも分かりませんけども、一応、本市の場合、市民課内部で2回実施をさせていただきました。

それは、概要に関する研修や、操作者研修や、セキュリティに関する問題を扱ったりはしましたか。

はい、当然やりました。

研修ですけれども、内部でもされたと思うんですが、例えばラスデックなんかが主催する研修に職員を派遣したようなことはありますか。

はい。私は14年の4月にこちらのほうに来てまして、その間、大阪府あるいは地方自治情報センターが主催する、主にセキュリティの関係の研修ですけども、計たしか4回あったと思います。直接のその担当部門というのがありますて、その係の者と情報政策課の職員が必ず参加をしておりました。

そうすると一部の職員が参加したことになると思うんですが、研修に参加できなかつた職員についても研修内容を共有するような措置はとられましたか。

はい。全体につきましては、先ほど申し上げましたように、機器を作する者とそれ以外の事務を処理する者がたくさん職員がおりますので、ただ、先ほど言いました大阪府の研修等については必ずその担当する係内全員に、いわゆる伝達研修をさせていただいたというようなところです。

次に、重要機能室についてお伺いいたします。■■■で重要機能室は設置されていますか。

はい、しています。

重要機能室はどこに設置していますか。

ちょっとセキュリティの関係ございますので、ちょっとお答えできない。

重要機能室については、入退室を管理していますか。

しています。

重要機能室の入退室を管理するのは、平成16年度、あなたの担当でしたか。私の担当じゃありません。

そうすると、重要機能室の入退室管理はどこの部署で管理していましたか。

企画財政部の情報政策課で管理をしておりました。

そうすると、重要機能室のかぎも企画財政部情報政策課で管理していたんでしょうか。

はい、そのとおりです。

重要機能室への人の出入りについては記録されていますか。

はい、記録しております。

次に、コミュニケーションサーバ、CSについてお伺いいたします。CSは重要機能室の中に設置されていましたね。

はい。

重要機能室の中にむき出しで置いてあるんでしょうか。

いいえ。

どのようにして置いてありますか。

専用のラックというのがございまして、その中に設置をしております。そのラックにはかぎは掛かりますか。

掛かります。

ラックのかぎはどの部署で管理していますか。

市民課で管理をしておりました。

住基ネットシステムを起動するためにはCSについては操作者カードとパスワードが必要だと思いますが、操作者カードとパスワードの管理の権限はどなたが持っていますか。

市民課長、当時の私が持っていました。

CSの操作者カードとパスワードの管理は適切に行っていましたか。

はい。操作者カードにつきましては厳重に当然管理をしておりまして、パスワードについてはそれぞれのみしか仕事ができませんし、機密の保持を図るという観点で担当職員には周知をしておりました。

CS端末のほうの操作者カードとパスワードの管理も市民課長でされてたんですね。

そうです。

その端末の操作者カードとパスワードの管理も、先ほどと同様に厳重に管理されていたということでしょうか。

はい、そのとおりです。

パスワードは担当職員が自ら設定するということなんですね。

そうです。

パスワードの設定についてルールは定められていましたか。

一応一定のルールはございました。

具体的なパスワード設定のためのルールはどのようなものですか。

セキュリティの関係ございますので、ちょっとお答えはできないというふうに考えております。

操作者カードは厳重に保管しているということですが、どのように保管されていますか。

■の場合、管理簿というのを日々作成しております、使用する

職員が自ら日付、作業時間、返却時間等をすべて予定時間を記入して、返却する際には私が押印をして確認をするというシステムで実施をしておりました。

そうすると、操作者カードは使うときだけ取り出して、終わったら返す、その記録を残す、そのような管理をされていたということですか。

はい、そのとおりです。

操作者カードは具体的にどこに保管してありましたか。

それもセキュリティの関係ありますので、ちょっとお答えできない。構成機器や関連設備についてお伺いいたします。CS及びCS端末にウイルス対策ソフトは導入されていましたか。

導入されました。

ウイルスパターンファイルの適用は適切に行われていましたか。

はい。これも地方自治情報センターからの指示に基づきまして適切に処理をしておりました。

証人が自分でパターンファイルを適用する作業をしていたんでしょうか。

していません。

それは部下の担当職員がやっていたということですか。

そうです。

CSやCS端末に住基アプリやウイルス対策ソフト以外のアプリケーションがインストールされていましたか。

していません。

障害時に備えて本人確認情報やシステムのバックアップは行っていましたか。

行っていました。

そのバックアップ作業は、証人が自分で行っていたんですか。

いえ、私じゃなくて、担当が行っておりました。

部下の担当職員がされていたんですね。

はい、そのとおりです。

緊急時の連絡体制は確立されていましたか。

はい、していました。

先ほどお示しした緊急時対応計画書などで対応を決めていたということですね。

はい、そのとおりです。

それから、住基ネットに関するシステムの保守、運用の関係で委託を行っていたかと思いますが、その点についてお伺いいたします。住基ネットに関するシステムの保守や運用について、専門業者への業務委託は行われていましたか。

行っていました。

委託先からその先へ再委託は行われていましたか。

はい、行っていました。

再委託すれども、委託先の業者からその先へ何の断りもなくできるような状況ですか。

いえ。再委託につきましては、いわゆるその元請の業者から本市の市長あてに申請書、個人情報の漏洩防止等を、誓約書を含んで、提出をしていただいた上で、許可を与えていました。

委託作業の際に、その委託先ないし再委託の業者が来ると思いますが、作業員はだれが来たかということは確認されていますか。

はい、確認していました。

確認したことを記録に残していましたか。

確認していたことを記録には残しておりませんけど、当然、作業を終わりましたら報告書というのが提出されますので、その中で会社名、ちょっと担当者名入ってたかどうか記憶は定かじゃないんですけども、報告書によって一応管理をしていたというんですか、そういうことや

というふうに思っております。

そうすると、作業が行われた後に作業報告書の提出を受けていたということですね。

はい、そうです。

その報告書は後から出るにせよ、実際に来た人がだれであるかとの氏名等の確認は行っていましたか。

はい。委託先の社員証等で基本的には確認をするというルールで実施をしておりました。

委託作業の際に、業者について、職員が立ち会っていましたでしょうか。
立ち会っていました。

■について、既存のコンピューターシステム、住民票等の電算化のシステムがあったと思うんですけども、住基ネットとこのような電算システムとの関係が、その既存の住民票システムと住基ネットはつながっていたかどうか、御存じですか。

はい。本市の住民基本台帳ネットワークというんですか、CSサーバを経由して既存住基とCS機については一応つながっておりました。それでは、情報系と言われるようなインターネットに接続しているようなネットワークとCSはつながっていますか。

全く別回線ですので、つながっておりません。

そうすると、CS端末からインターネットに接続することは可能ですか。
不可能です。

住基ネット稼働後現在までの間、■において本人確認情報について外部からの進入や内部の不適切な行為等により漏洩、改ざん等の具体的な危険が生じたことがありますか。

私は平成14年4月から17年3月末まで市民課長を務めさせていましたけども、情報の改ざん、あるいは漏洩等、一切ない状況で

ございました。

原告ら代理人（崎原）

証人の■における担当された経験の確認なんですが、44年に採用されて保健福祉部、教育総務部、生涯学習推進室と経験されているようなんですが、その間コンピューターを専門的に扱う部署とかにはいらっしゃいましたか。

その経験につきましては主に管理職になった経験を書かしていただいてますので、基本的には自分が自らそういう端末機をたたいたりというような作業は基本的にはなかったです。

ここに平成14年4月に市民産業部次長兼市民課長となったあるんですけども、14年4月になられた後、この住基ネットの管理・運用等について市民課長として業務に当たられていたとお聞きしてよろしいですね。

はい。

ですから、平成16年のことだけじゃなくて、平成14年、平成15年のことも御存じだということでお聞きしてよろしいですかね。

はい。

それで、■さんの陳述書によれば、住基ネットの管理は市民課が所管すると、既存住基、国民健康保険等のシステムを含む基幹系の府内LAN、及びメール、財務会計等に用いる情報系の府内LANの管理は企画財政部情報政策課の所管だということですね。

はい、そのとおりです。

ちょっと言葉の確認なんですけど、基幹系と言われてる部分で、既存住基とか、国民健康保険等を挙げられているんですけども、ほかに何があるんですか。

あとは税情報がございますね。私の知ってる範囲内ではそのぐらいやと思いましたけど。

児童手当とか、そういうことに関する情報は。

いえ、それはちょっと他部署のことなんで、そこまで理解しませんけど。

分からぬですか。

分からぬです。

では、情報系について、メールとか、財務会計等はあるんですが、ほかにどういったことがあるんでしょうか。

情報系のほうですか。

はい。

あと、インターネット等もございます。

■について、陳述書にもありますし、先ほども証言されてるんですけど、住基ネットのCSは重要機能室内にある施錠されたラックの中に設置されるということですね。

はい。

甲第37号証の14ないし17を示す

標題見ていただければ分かるんですが、14の1枚目も情報政策課フロア入退室管理簿とあって、その後の15も情報政策課フロア入退室管理簿とありますね。

はい。

16も情報政策課フロア入退室管理簿、17も情報政策課フロア入退室管理簿とあるようなんですか。この文書というのは、原告ら代理人のほうから住基サーバ等を保管している重要機能室への入退室者について記録した文書の公開を求めて、それで開示された文書だということ、御存じですね。

はい、知っております。

この開示された後、原告ら代理人の1人のマスダ弁護士から直接電話あって、いろいろ尋ねられたこともありますよね。

はい。

それも覚えておられますよね。

はい、そういうことは覚えております。

そのときに、こちらのマスダ弁護士のほうから確認したところ、重要機能室というのは情報政策課フロアのことだというふうにおっしゃってた記憶はありますか。

はい。

今のが住基CSが重要機能室にあるということだったんですが、例えば基幹系LANをね、基幹系の府内LANを構成するサーバ、税関係のサーバとか、国民健康保険のサーバとか、あるいは情報系のLANを構成するサーバ等は、これも重要機能室にあるとお聞きしてよろしいんですね。

私、住基ネットの関係で市民課長としてはある程度理解しておりますけど、それ以外の税なり国民健康保険なりのシステムのサーバの権限は持ち合わせておりませんので、ちょっとここでお答えするということは無理じゃないかなと思います。

あるかどうかは分らないですか。そういうたたかね、いろんな、住基CSだけじゃなくて、ほかの業務に使うサーバが、その重要機能室にあるかどうか。

被告国・大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県及び三重県指定代理人（安西）

知ってる知らないの話ではなくて、お答えする立場にないという趣旨をおっしゃったと思うんです。

原告代理人（崎原）

証人の認識についての質問なんで、それが答えられないという何か正当な理由があるんであればこれで質問やめますけれども、知ってるか知らないかということでお聞きしてるんですが。

裁判長

いいと思いますが。じゃあ、もう一度言ってください。

原告代理人（崎原）

基幹系のLANとか、情報系の府内LANを構成するサーバ、例えば税関係のサーバ、あるいは国民健康保険の情報が入ったサーバ等が重要機能室にあるかどうかということは御存じですか。

まあ重要機能室にあると思います。

乙第47号証を示す

この第13条なんですけれども、アクセス管理のことについて書いておりまして、「次に掲げる住基ネットの構成機器について、アクセス管理を行うため、アクセス管理責任者を置き、市民課長を充てる」ということで、具体的に機器としてはサーバ、業務端末、住民基本台帳カード発行端末とありますね。

はい。

ですから、市民課長であった■さんのはうがこういった機器についてアクセス管理を行っていたとお聞きしてよろしいですか。

はい。

住基CSは重要機能室にあると。で、重要機能室とは、これまでこちらから事前にお聞きしたことによると、情報政策課フロアだということでお聞きしてるんですが、この住基ネットの構成機器の一部である業務端末も重要機能室にはあるんでしょうかね。

クライアント機、端末機のほうですね。

そうです、端末のほうです。

端末機は市民課の中にございました。

あと、出張所にもありますよね。

出張所にもございます。

市民課と出張所のほかにありますか。どこか、業務端末。

ないですね。

住民基本台帳カード発行端末はどうですか。

これは市民課内のみございました。

それは出張所にはないということですかね。

ないです。

証人の陳述書によりますと、情報系の府内LANはインターネットに接続していると、まあファイアウォールでいろいろ通信の整理を行っているということでおっしゃっておられるんですが、その同じ部分で述べられてるところなんですけれども、住基ネットと基幹系の府内LANは物理的な回線はつながっているんですよね。

そうです。

ただ、そこでファイアウォールで制限されているということですよね。

そうです。

で、その後の陳述書の表現では、基幹系の府内LANと情報系の府内LANとは分断されていますと、で、インターネットから住基ネットに接続することはできませんと表現されてるんですが、そこの分断の意味についてお聞きます。

乙第16号証を示す

10ページ、設問項目42の1、42の2。42の1では既設ネットワークとコミュニケーションサーバを物理的に分離していると、42の2ではファイアウォールにより既設ネットワークとコミュニケーションサーバを分断と記載されています。1では分離、2では分断という言葉が使われているんですけども、こちらのほうでいろいろと調べたところ、分離とはもうそもそも物理的に回線がつながっていないという意味、分断というのは物理的に回線はつながってるけれどもファイアウォールとかで通信を制限してるとか、全く通信させないようにしてるとかという意味である、というふうに聞いては

いるのですが、証人がこの陳述書で表現された分断という言葉はどういう意味なんでしょうか。

端的に言いますと、線が2本あるということですね。別の回線やという意味です。

端的に言うと別の回線になると。

回線が全然、情報系と業務系とでは、違う線があるという意味です。その情報系のLANと府内系のLANとは回線自身はつながっているんでしょうか、電気通信回線としてね。

情報系のLANと、それから。

府内系のLAN。いや、基幹系の府内LAN。

つながってないです。

全くつながってませんか。

全くつながってないと、私は理解しますけど。

理解している。

はい。

そのファイアウォール等での制限があるという意味ではないんですか。

・・・・・

そこの記載見てもらったら分かるんですけど、わざわざ分断という言葉を使われてたんで、そこを確認してるんですが。全くつながっていないんであれば分離という表現をされるのかなと思ってたんですが、そこの言葉の使い方を確認してるんです。

・・・・・

物理的に線がつながっているのか、つながっていないのかという点なんですが、そこははっきり分からないです。

先ほども申し上げたように、私はもう別回線で、基幹系と情報系と明らかに別の回線、ファイアウォールは別にしまして、いわゆるその回

線で対応しているという理解をしておりますけど。

乙第37号証の12を示す

この図面は_____の住基ネットワークシステムの簡略化した図面のようなんですけども、左の真ん中のほうにあるCS・オンライン共用端末という表現があるんですが、この共用端末とはどういう意味なんでしょうか。

共用端末につきましては基本的に既存住基と、それから住基のCSですね、端末、両方が操作できる端末やということです。

CSではなくて既存住基のほか、先ほど国民健康保険とか、税関係とかのこととも言っておられましたけども、そういう業務の端末と共用されてるということはあるんですか。

いや、それはないです。

ないですか。

はい、ありません。

この共用端末、既存のものと今回の住基CSの端末と共用させるということなんですけれども、具体的にはどのように使い分けてるんですか。

どちらにしましても、共用にしましても、単独にしましても、いわゆるOSを開くときにはユーザー入り番号、それからパスワード等の、いわゆる操作が必要ですし、操作につきましても限定された職員しか操作をさしてない。で、流れる回線につきましては先ほど申し上げるとおり基幹系のいわゆる回線を経由してファイアウォールに充てて、その上で住基のCSへ届くと。そやから、共用にしても、専用にしても、同じようなセキュリティ対策を施してることでございます。同じこの図面のちょうど真ん中辺りなんですが、各出張所端末という記載がありますね、そこから線が引っ張ってあって、ルーターを介してCSオンライン共用端末なり、既存住基システムというところにつながっておりますよね。この各出張所なんんですけど、まず出張所って何箇所ぐらいあるんでしょ

うか。

10か所です。

この各出張所の端末とルーターを介して共用端末とは、そこをつなぐ回線というのは専用回線がつながってるんでしょうか、それともダイアルアップとか、いろいろ電話回線等ですね、そういうものでつながっているのでしょうか。

専用回線です。

で、CSオンライン共用端末というのは市役所内に置かれている端末ですね。どれぐらいの数があるんですか。

4台です。

4台のみですか。

はい。で、専用が1台。計5台です。

専用が1台。

はい。

住基CSの専用の端末が1台だけですか。

そうです。

今回情報公開資料でいただいた中で、業務端末等を含めて住基ネットを構成する機器の賃貸借契約が、もう平成13年度ぐらいからあります、その中に業務端末という機器が賃貸借されてるようでして、数で言って思い出せるかどうかちょっと分からないんですけども、平成13年度では3台、平成14年度では3台プラス11台の14台、平成15年、平成16年では3台プラス11台、プラス2台の数の業務端末を賃借されてるんですけども、その業務端末というのは、住基ネットの関連機器というふうなことで書いてあったので正にそれのものかなと思ってたんですが、実際には5台とお聞きしてよろしいですか。

そうですね、市民課の中には5台で、ちょっと言い忘れましたけど、

各出張所 10か所ありますところに 1台ずつ。
ということですかね。

はい、そういうことです。

各出張所のほうなんんですけど、各出張所で端末を共用していることがありますか。先ほどのように既存住基の端末と住基CSの端末を共用して使つてると。

はい、共用して使っております。
どこの出張所もそうなんですかね。

はい、そうです。
共用端末のことでもう少しお聞きしていくんですが。本来ね、理想ですよ、住基ネットの業務に使用する端末というのは他の業務に使用する端末と分けるのが望ましいとされてるということは、御存じですか。

はい。
それは、なぜ分けるのが望ましいとされてるのか、証人はどのように理解されてますか。

住基ネットシステムについては、いわゆる 1つの端末で、その専用という考え方でやるのが望ましいというようなことやというふうに理解しています。

だから、それがなぜ望ましいのかというところなんですけども。
・・・そこまではちょっと、私、理解してないですけど。
その既存住基の端末というのは基幹系のローカルエリアネットワークを構成するわけですね。

そうです。
ですから、その端末と住基CSの端末が全く同じものだったら、いかにファイアウォールで制限するにしたとしても、その基幹系のローカルエリアネットワークに入りやすい環境になると、あるいはその基幹系のローカルエリア

ネットワークから住基CSのほうに入りやすい環境になってしまふというこ
とじゃないんですか。

先ほども御説明申し上げたかも分かりませんけども、いわゆる共用端
末であろうが、基本的な単独の端末であろうが、ユーザーID、パス
ワード等の処理をしなければ入れないということなんで、その操作者
につきましては基本的に一定、全員を充てておりませんので、その
限定した職員に操作者識別カードを交付して作業をさしてますので、
まあ、言い方はちょっとおかしいかも分かりませんけども、同じ、單
独であれ、共用であれ、セキュリティについては回線も含んで、対応
してるというふうに理解をしております。

重要機能室の入退室に関して若干お聞きしていきたいんですけども。

甲第37号証16を示す

1枚目のところ、ここには要件として、上から8個目には児童手当とか、あ
りますよね。

はい、ありますね。
で、児童手当は基本的には住基ネットとは関係ない業務ですよね。

そうですね。
で、2枚目の要件の上から5つ目の御挨拶とかいうのがありますよね。
はい。

6枚目には、上から4行目に打合せとか、下から4行目に商談という記載が
ありますよね。

はい。
御挨拶とか、打合せとか、商談とかいうのは当然住基ネットの業務とは基本
的には関係は全くないですよね。

そうですね。私の管理する部門ではございませんけども、情報政策課
長から私は聞いておる、私のほうはCS端末、CSの機器の管理者で

すけども、基本的には入退室に関しては情報政策課の重要機能室へ入るときにその管理簿を書くのではなく、情報政策課の部屋に入るときに入退室簿を書くと、で、逆にその入退室をされて、出られるときにはその出られた時間帯を書くというふうなことを聞いております。

今の答えちょっと整理できるかどうか分かりませんが、情報政策課のフロア自身に入るということについてはきちんと入退室管理簿をつけられてるんですか。

それがそれやというふうに理解しますけど。

この部屋に入ること自身にということですか。

そうです。はい。

これは重要機能室の入退室管理とは全く別のもの何ですかね。

・・・・・

重要機能室のね、入退室管理。

はい、また機能室は別にございますけど。重要機能室に入るには確かにカードで情報政策課の職員が、いわゆるカードを通して入退室をするというふうに聞いております。

情報政策課フロアの中に更に重要機能室が閉鎖された空間としてあるということなんですか。

そういうことです。

その閉鎖された重要機能室の入退室管理について管理簿はつけられてるんですか。

そこまでちょっと分からないです。

先ほど最初のほうで確認したとおり、今回重要機能室の入退室管理についての一切の記録ということで情報公開を求めて、それでこの文書が出てきて、証人も先ほど証言されたとおり電話で確認した際には情報政策課フロアが重要機能室であるというふうにおっしゃってたということですね。その証言

と、今先ほどの情報政策課フロアの中には更に閉鎖された重要機能室があつて、そこの入退室管理簿はまた別にあると。

いや、別にあるかどうか、そこまで私ちょっと存じませんけど。

■さん自身の経験として情報政策課フロアに入ったことはありますか。あります。

では、その情報政策課フロアにある、あるかどうかこっちは分からないですけど、今おっしゃられた重要機能室という区切られたスペースに入ったことはあるんですか。

あります。

で、そのとき管理簿に、証人自身、記載されなかつたんですか。

私、記載はしてないですね。

管理簿があったかどうかということを、はつきり覚えておられます。

その当時はちょっとよく理解をしてなかつたと思います。

ちょっと最初のほうの証言と、先ほどのそもそも重要機能室と情報政策課フロアが全く同一のものか、それとも情報政策課フロアに更に重要機能室があるのかどうかということが今確かめられないんで分からないんですけども、先ほど示したとおり商談とか、御挨拶とか、打合せとかというのは情報政策課フロアの中で比較的よく行われてるということなんですね。

いや、それは、私、毎日管理しませんので、分かりません。

その重要機能室についての入退室管理について特にルールを定めた入退室管理規程とか、そういったものは存在しますか。

それはどこの部屋なんですかね。

重要機能室。

いや、それは私ちょっと承知しません。

知らないですか。

はい。

入退室管理についてのカード、その重要機能室に入る方すべてに交付するんでしょうかね。

いや、それも。

それも分からぬですか。

はい。私が管理しておりますたら当然分かってなければいけないですけども、管理しておりませんので。

証人の陳述書によれば、委託作業が行われる際、委託業者の作業員の身分を確認した上、担当職員が立ち会っているということでしたよね。

はい。

甲第37号証の16を示す

8枚目、右上には16年11月分の5分の3枚目というふうに書いてあるんですけども、これの会社名のとこの一番下の■、この名称は御存じですか。

はい、名称は知っております。

どういう会社でしょうか。

うちの、いわゆる受託会社の関連会社で情報機器の業務をやってる会社、その程度の理解ですけど。

委託業者の関連業者ということですか。

いや、委託してると分かりませんけども。先ほど言いましたように税とか、いろいろございますので。要するに情報系の関係の業者やという認識だけは持っております。

甲第37号証の8の1を示す

これは住民基本台帳ネットワーク機器保守業務に関する再委託申請書で、■■株式会社から再委託先として■■株式会社とあるんですけども、再委託先なんですね。

そうです。ちょっとうかつとしておりました。そのとおりです。

甲第37号証の16を示す

先ほどの8枚目のところには、例えば上から2行目も■なんんですけども、入室時刻9時25分から退室時刻20時40分までと書かれてあるんですけど、この間ずっと立ち会ってたということでお聞きしてよろしいんですか。

職員ですか。

はい。

この■、私もちょっとこの入退室管理簿を常時ずっと見てるわけじゃありませんが、今見せていただいてあれなんですけども、この■の保守ということが果してその住基の、いわゆるCSサーバの保守なのか、あるいはほかのサーバ機の保守なのかというの、はつきりしないですね、これ見てるだけでは。そのへんがどういうふうな分けをしておられるのか、私はそこまで存じ得ませんので、これが住基ネットの作業かどうかということもこの管理簿で、私はちょっと確定はできないというふうに思いますけど。

■が住基の関係での再委託業務を行ってたかどうかということについても、証人はほとんど記憶はないんでしょうかね。

・・・そうですね。

住基の業務ですよ。で、再委託先ですよ。

ええ、住基の業務については一応うちの住基端末の関係は、先ほどからおっしゃっておられますように、必ずそういう委託業者が来た場合は最後まで、作業が終わるまで立会いをしております。その中には■■なり、ほかの業者もあったかも分かりませんけども、基本的にそういう作業の段階につきましては、私はセキュリティの責任者を務めさせていただいてますけども、基本的には操作主任あるいは操作者というのが運営管理要綱で定めておりますので、そのへんの日々の業

務の、いわゆる委託業者との関係については、いわゆる操作主任あるいは操作者に一定任しておるというのが実情でございます。
証人が市民課長となった平成14年4月以降、住基ネットの関連教務について業者に委託した場合、委託契約書の締結とか適切になされてました。

適切というと、どういうことでしょうか。
きちんと規程に従って契約書を作るとか、その契約書に従った指導をするとか、です。

はい、それは当然。
やってましたか。

はい。
で、情報公開した際、平成16年度以降については再委託に関する申請書とか、承諾書が出てるようなんんですけども、平成16年以前については再委託に関する書類は一切出ておりませんけれども、平成16年以前にも再委託について事前の申請書に基づく承諾書とかを作成したということは、証人は記憶にありますか。

いえ、記憶にありません。
作られてなかつたですよね。

はい。
甲第37号証の2を示す

これは住民基本台帳ネットワークシステム関連経費比較ということで出していただいたんですが、平成12年度には871万5000円、13年度には7300万余り、14年度には5993万1077円、15年度には3853万5397円とかかってますね。

はい。
甲第37号証の7の1ないし9を示す

7の1は保守業務委託契約書で日付が16年4月1日で、要は平成16年度

の住基ネットの関係の経費を示す契約書類等をこの37号証の7の番号ずっとあります、これをすべて合計すると年額2993万9160円となつたんですけども、そういう数字ぐらいがかかってるということは、証人は御存じですか。

16年度全体の。
約3000万。ただ、これ情報公開した時点が16年度中なんで全部かどうか分からんんですけど、出てきた分だけでも約3000万かかるんですけど、それぐらいの数字かかるっていうことは御存じですかね。

そうですね、まあ明確には言えませんけども。
もう一点、それでスポット的な個別な委託業務じゃなくて、コンスタントに必要な保守とか、あるいは機器の賃借料だけでも2621万ぐらいかかるんですけど、それぐらいかかるっていうこと、証人は御存じですか。

ちょっと分からないです。
その住基ネットの業務維持について最低限そういう毎月必要になってくるコストとして2600万ぐらいかかるようなんですねけれども、そのこと自身証人は余り具体的な数字として把握はされてなかつたとお聞きしてよろしいですか。

総額では当然それ掌握してましたけど、個々のその年度別という数字までは正直申し上げて詳しく理解してたということはなかつたです。

これも情報公開の結果で出てきてたんですけども、まず、アプリケーションの操作履歴記録は取っておられますか。

取っております。
で、その操作履歴記録のチェック作業を行った記録というものは存在しますか。
操作履歴についてはログで管理しておりますので、基本的には、どう言いますか、私自身はそれを直にということではないんですけども、

履歴自体はきちんと管理をしているということです。

住基ネットのオペレーティングシステムに対するログオン失敗記録自身は取っておられますよね。

取ってますね。

で、そのことについて確認作業を行った記録というのを取ってませんよね。

そうですね、申し訳ないですけど、これも操作主任に一任してある部分がありますので、そこまで断定して私がちょっと今の段階で言えないと思いますけど。

住基サーバと既設ネットワークとの間のファイアウォールについてのアクセスログをチェックした記録というのではないんですよね。

ファイアウォールの関係につきましては、情報政策課のほうで一応管理をしていただいている部分がありますので、ちょっと今の段階で、それがあるかないかということは、存じませんけど。

住基CSは市民課の管理じゃないですか。

そうです。

で、その住基CSに不当な操作が行われないようにするためにファイアウォールが設置されてると思うんですけども、それにアクセスしてるかどうか、それをチェックしたかどうかということは、証人は御存じじゃないということでお聞きしてよろしいですか。

情報政策課とは基本的には住基ネットの開発とかの関係でいろいろ相互通力の関係ありますので。ただ、今言わたったファイアウォールのログについてあるかないかということについては、私は今の段階では確かに存じ得る、あるいは得ないということは言えないというようなことです。

被告国・大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県及び三重県指定代理人（小川）

入退室管理簿についていろいろお尋ねされておられて、フロアとその中に重

要機能室があるんじゃないかなという質問でしたけれども、フロアの中に重要機能室があるんですか。あるんじゃないんですか。

フロアの中に重要機能室があるということです。私ちょっと言い方悪かったかも分からないです。

それで、何かカードという話が出てましたけれども、重要機能室の中に入るのにカードが必要なんですか。

必要ですね。

カードが必要だということはカードの記録が自動的に取られるかどうかは、御存じですか。

それは分かりません。

知らないですね。

はい。

原告代理人（秋田）

先ほどから、証人の■さんの方ではセキュリティ責任者ではあるけれども、例えば入退室管理についてはシステム管理者である企画調整部情報政策課長の方が所管されてるのでよく分からないとお聞きしました。それで、乙第47号証に添付されてます「■住民基本台帳ネットワークシステム運営管理要綱」ですけれども、先ほどから証人がおっしゃってるように、課をまたいで管理するのを統括的に調整して漏れがないようにするために、この要綱の第6条の第1項では、セキュリティ統括責任者として市民産業部長を充てられてるのは、これは間違いないですね。

そうです。

その市民産業部長の下でセキュリティ会議を開催しなくちゃいけないと、セキュリティ対策を決定し、見直し、遵守状況を確認するために、この11条の2項に基づいて統括責任者の部長、システム管理者である情報政策課長、セキュリティ責任者の市民課長が集まって会議をするというふうになってる

んですが、在任中にこのセキュリティ会議で入退室管理簿の管理方法について議論になったことはありますか。

ありません。

じゃあ、それについて現在のやり方が十分かどうかを庁内で議論したことはないということですね。

庁内？

セキュリティ会議では議論したことないですね。

そうですね、はい。

裁 判 官（山田）

今、あなたは企画財政部次長ですか。

はい。

企画財政部情報政策課については所管はされてないんですか。

していません。別の者です。

(以上)